

平成 29 年 4 月 21 日

建設工事登録業者 各位

福井市財政部契約課長

平成 29 年度における福井市発注工事に係る前払金の特例の取り扱いについて

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 61 号）が施行され、平成 28 年度において福井市発注工事に係る前払金の特例の取り扱いを行ってきたところですが、平成 29 年度においても下記のとおり特例を継続することとします。

記

1 内容

福井市発注工事に係る前払金（中間前払金を除く）において、現場管理費（労働災害補償保険料を含む）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む）に前払金額の 25%までを充てることができることとします。

2 適用対象

平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに新たに請負契約する工事で、平成 30 年 3 月 31 日までに前払金の払い出しが行われるもの。

3 手続き（請負金額が 200 万円以上の前払金の請求が可能な工事のみ）

対 象	契 約 時	措置の適用を希望する場合
平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに契約した工事	<u>特例の継続</u> に対応していない契約約款にて契約。	工事担当課と協議の上、前払金に係る変更契約を交わし、前払金請求書及び前払金保証証書を提出。
平成 29 年 4 月 1 日以後に契約した工事	<u>特例の継続</u> に対応している契約約款にて契約。	前払金請求書及び前払金保証証書を契約課に提出。

4 契約約款の変更点

福井市工事請負契約約款第 36 条を次のとおり変更する。

（前払金の使用等）

第 36 条 受注者は、この工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に前払金を充当してはならない。

ただし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。